

## 様式第1号

## 会議録

会議の名称	平成25年度第3回 所沢市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	平成26年3月19日(水) 午前10時00分～午前11時20分
開催場所	市庁舎高層棟7階 研修室
出席者の氏名	岩淵 淑子(職務代理者) 近藤 卓夫 酒井 克也 笹原 文男 鈴木 康平 千草 孝雄(会長) 山路 洋子
欠席者の氏名	牛島 光恵 木棚 照一 段 貞行
説明者の職・氏名	【諮問第59号関係】 市民部市民相談課市政情報センター所長 新井 浩巖 市民部市民相談課市政情報センター主任 藤原 隆弘 【諮問第60号～第64号関係】 福祉部福祉総務課長 北田 裕司 福祉部福祉総務課主査 木曾 高憲 福祉部福祉総務課主査 内野 和仁 福祉部福祉総務課主査 青森 理子 福祉部福祉総務課主任 九川 雄太郎 福祉部障害福祉課主査 青野 一矢 福祉部障害福祉課主任 金子 大敏 こども未来部こども支援課主任 川名 真一郎 こども未来部こども福祉課主査 守谷 義美 こども未来部こども福祉課主事 野口 朝子
議題	1. 諮問第59号 市の施設における防犯カメラの設置及び利用に関する基準について 2. 諮問第60号～第64号 特別障害者手当支給事務等における支給対象者の個人情報を臨時福祉給付金事業に目的外利用することについて 3. その他(報告)
会議資料	会議次第 資料一覧 審議会委員名簿 実施機関出席者名簿 【諮問第59号関係】 資料1 市の施設における防犯カメラの設置及び利用に関する基準について(諮問) 資料2 市の施設における防犯カメラの設置及び利用に関する基準(案) 資料3 防犯カメラの設置・録画の状況について 資料4 所沢市個人情報保護条例(抜粋)

	<p>【諮問第60号～第64号関係】</p> <p>資料5 目的外利用等に関する審議会諮問書（諮問第60号～第64号）</p> <p>資料6 諮問第60号～第64号について まとめ</p> <p>資料7 臨時福祉給付金の概要</p> <p>資料8 臨時福祉給付金申請書（請求書）(案)</p> <p>資料9 簡素な給付措置支給業務に関する全国説明会資料</p> <p>資料10 社会保障・税番号制度の導入趣旨</p>
<p>担 当 部 課 名</p>	<p>【事務局】</p> <p>市民部市民相談課長 須田 春男</p> <p>市民部市民相談課市政情報センター所長 新井 浩巖</p> <p>市民部市民相談課市政情報センター主任 藤原 隆弘</p> <p>市民部市民相談課市政情報センター 電話04(2998)9206</p>

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
須田課長	<p>ただ今から、平成25年度第3回所沢市情報公開・個人情報保護審議会をはじめさせていただきます。</p> <p>本日は、委員10名のうち、7名が出席しておりますので、過半数を超え、会議は成立いたします。</p> <p>（傍聴者の確認）</p>
千草会長	（挨拶を行う）
須田課長	<p>（事務局紹介）</p> <p>（新井所長が資料の確認を行った。次の2点変更があった）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2は、「案」である。</li> <li>・資料5のうち、諮問第63号の個人情報の対象者は、「母子家庭等」である。</li> </ul>
<p><b>議事（1）</b></p> <p><b>諮問第60号～第64号：</b></p> <p><b>特別障害者手当支給事務等における支給対象者の個人情報を臨時福祉給付金事業に目的外利用することについて</b></p>	
千草会長	<p>資料はお揃いでしょうか。</p> <p>それでは、会議次第に従いまして議事を進行してまいります。</p> <p>諮問があった日付からすると、諮問第59号の防犯カメラについてから審議することになりますが、職員の出席の都合により、諮問第60号から審議を行いたい、と事務局からお願いされておりますので、まず、諮問第60号から審議を行いたいと思います。</p> <p>また、諮問第60号から第64号までは、同じ臨時福祉給付金についてとなりますので、一括して審議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	（了承）
千草会長	<p>それでは、諮問第60号から先に審議を行います。</p> <p>実施機関の職員を入室させてください。</p>
実施機関	（入室、挨拶）
千草会長	<p>臨時福祉給付金の支給にあたり、名簿の整備を行いたいとのことですが、実施機関は説明をお願いします。</p>
青野主査	<p>諮問第60号から第64号まで、代表して説明させていただきます。</p> <p>今回個人情報の取扱いについて諮問いたしましたのは、消費税増税に伴う、低所得者の負担軽減を図る目的で、低所得者に対して給付を行う事業、臨時福祉給付金事業を行うにあたり、給付対象者の名簿を整備する必要があるためです。</p> <p>臨時福祉給付金事業につきましては、後ほど福祉総務課より詳細なご説明をさせていただきますが、給付金の内容は、低所得者に対して1万円の給付、そして、特別障害者手当</p>

	<p>支給対象者等に対して、5千円の加算給付を行います。</p> <p>資料6をご覧ください。</p> <p>諮問の対象となりますのは、障害福祉課、こども支援課、こども福祉課の保有する住所等の加算給付の対象者の名簿です。</p> <p>具体的には、名前、住所、生年月日、性別、個人番号の5項目です。</p> <p>あらかじめ、名簿の準備をしておくことで、迅速な給付態勢を整えるものです。</p> <p>給付の目的であり、また、提供先は市の内部であること、提供する個人情報は給付に必要な最低限の項目のみであることから、目的に公益性があり、本人の権利を不当に侵害するものではないと考えています。</p> <p>続きまして、給付金の概要について、福祉総務課よりご説明申し上げます。</p>
内野主査	<p>引き続きご説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料7をご覧ください。</p> <p>まず、臨時福祉給付金の趣旨でございます。平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、低所得者に与える負担の軽減を図るための暫定的・臨時的な措置として一定額、臨時福祉給付金を支給するものです。</p> <p>実施主体は、全国の市町村となります。</p> <p>経費負担につきましては、数年前の定額給付金と同様、国が10分の10の補助を行います。事務費と事業費双方補助されます。</p> <p>給付金の対象者につきましては、平成26年度市民税の非課税者となります。ただし、市民税課税者の扶養親族等は除かれます。所沢市におきましては、対象者は推計で6万人となります。そのうち、先ほど説明のありました、加算措置の対象者は、3万人を想定しています。</p> <p>なお、非課税者の情報につきましては、税法上の守秘義務の観点から、福祉総務課で事前に取り扱うことができないため、税の担当であります市民税課から直接、臨時福祉給付金の申請書等を送付する予定です。</p> <p>申請先は、今年1月1日において住民登録のある市町村となります。</p> <p>続きまして、支給先は対象者本人となります。ただし、同一世帯内に対象者が複数居る場合は、1枚の申請書で代理申請・代理受給が可能となります。</p> <p>支給額につきましては、1人につき1万円となります。この金額は、消費税率の引き上げによる1年半分の食料品支出額の増加分相当として、国が算出した額です。なお、対象者のうち、老齢・障害・遺族基礎年金・特別障害手当の受給者等は、1人につき5千円が加算されます。</p> <p>支給方法につきましては、原則口座振込となります。ただし、何らかの事情で口座を設けていない対象者につきましては、現金支給も想定しています。</p> <p>支給までの流れにつきましては、6月中旬に対象者名簿の作成を行い、申請書の発送、受付開始となります。スケジュールの概要につきましては、資料7の裏面をご覧ください。</p>

	<p>なお、申請書の例につきましては、資料8のとおりとなります。</p> <p>申請書受付期間については、6月下旬から12月下旬までを想定しており、支給開始時期は7月下旬になる予定です。</p> <p>個人情報については、情報を保有する主管課に対象者リストを作成していただき、そのデータを記録したCDやDVDなどの媒体を利用して、情報の受渡しを行う予定です。</p> <p>情報を取り扱う職員は、各課から選出された臨時福祉給付金事業に携わる事務担当者のみとし、職員は条例等により、一部の作業をお願いする委託業者については、契約書で個人情報の保護を徹底いたします。</p> <p>これより更に詳しい事業の説明につきましては、資料9の簡素な給付措置支給業務に関する全国説明会資料に掲載されております。加算措置については5ページに記載されております。</p> <p>なお、個人情報を目的外利用したことの本人通知につきましては、対象者が3万人と多数のため、省略をさせていただきたいと考えています。</p> <p>以上となります。</p>
千草会長	<p>それでは質疑応答に移ります。</p> <p>何かご質問はありますか。</p>
酒井委員	<p>対象者は非課税者となり、直接福祉総務課から申請書等を発送しないのですね。</p> <p>情報を関連の部署から提供を受けた際の使われ方、簡略化の効果についてはどうでしょうか。</p>
内野主査	<p>加算措置の対象者につきましては、既に何らかの手当を各課から受給している者となります。そうした受給者の中には書類を記入することが困難な方がいらっしゃることもあり、給付を行うため負担をかけるという事態を避けることから、あらかじめ情報を提供していただき、基本的な部分を把握したうえで、あなたから申請をいただければ支給ができますよ、という状態でご案内を行いたいと考えています。</p>
酒井委員	<p>対象者によって案内が異なってくるということですか。</p>
内野主査	<p>はい。</p>
千草会長	<p>対象者によって送られてくる案内が違うということは、送られてくる方からすると便利ですね。</p>
鈴木委員	<p>個人情報の取扱いのリスクについて、委託の関する部分は契約書で行うということですが、どのような契約内容にするのでしょうか。</p>
内野主査	<p>個人情報保護条例や個人情報の取扱いに関する特記事項を添付し、遵守を求める予定でいます。</p>
鈴木委員	<p>再委託先についてはどうでしょうか。</p>
内野主査	<p>同様の保護措置を行ってまいります。</p>
千草会長	<p>そのほか、ご質問等ありますか。</p>
笹原委員	<p>申請の案内を送付する際、DV被害者などの取扱いはどのようにされるのですか。DV</p>

	被害者は、市民課等で把握できていると思いますが。
内野主査	D V被害者につきましては、国から慎重に取り扱うよう指示が出ています。あらかじめ申出があった場合は、県を通じて市に連絡が届き、住民票上の住所ではない実際の居住地において給付ができる体制となっております。
酒井委員	情報のやり取りにC D等の媒体を利用されるとのことですが、パスワードや暗号化などの措置は行いますか。
内野主査	これから調整を図るところですが、紛失した場合であっても情報の漏洩がないように暗号化などの措置を施します。
千草会長	ほかに何かご質問ありますか。 それでは、審議の結果諮問を認める答申を出すということによろしいでしょうか。 (委員一同了承) 答申書の作成については、事務局に案を作成していただき、各委員にて確認を行うこととしますが、事務局はそれでよろしいか。
須田課長	はい。
千草会長	それでは、審議のまとめに入る前に5分休憩を取りたいと思います。 実施機関の職員は退席してください。 (再開)
須田課長	それでは、答申の文面について、確認させていただきます。 臨時福祉給付金事業は、消費税増税に伴う低所得者の負担軽減のため給付を行う事業であり、諮問の対象となる個人情報を利用する目的に公益性が認められます。 当該事業を行うにあたり、特別障害者手当支給事務等における支給対象者の氏名、住所等の個人情報を利用し名簿を作成することは、給付金の支給を正確に行うために必要最小限の利用であると認められます。 そのため、個人情報の目的外利用については、目的に公益性が認められ、また、必要最小限の個人情報の利用であり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれもないことから、これを認めます。 また、個人情報を目的外利用したことの本人通知は、通知を要する対象者が大量であることから省略を認めます。 以上でよろしいでしょうか。
千草会長	委員の皆様はそれでよろしいでしょうか。 (委員一同了承) では、引き続き議事2に移ります。
<b>議事(2)</b>	
<b>諮問第59号：市の施設における防犯カメラの設置及び利用に関する基準について</b>	
千草会長	実施機関は事務局でもある市民相談課となりますが、説明をお願いします。
新井所長	それでは説明をさせていただきます。

	<p>資料3をご覧ください。</p> <p>本年度7月の会議におきまして、医療センターにおける防犯カメラの設置及び利用についてご審議いただき、答申いただいたところですが、新たに複数の部署より防犯カメラの設置について、市政情報センターに相談があったことから、市の施設における防犯カメラの取扱いについて個人情報保護の観点から汎用の基準を設けるべく諮問を行うものです。</p> <p>防犯カメラの運用について個人情報保護の観点からお諮りする理由ですが、防犯カメラの運用により記録される映像は、特定の個人を識別できる映像が含まれる可能性があることから、記録される映像全体を個人情報保護条例に則して取り扱うこととしたためです。</p> <p>資料4が所沢市個人情報保護条例の抜粋となりますが、第5条において、個人情報を本人以外から収集する場合は、本人同意、法令の定め等のほか、審議会の意見を聴くものとされており、第7条において、個人情報の目的外利用等は原則禁止されていますが、例外として、本人同意、法令の定め等のほか、審議会の意見を聴くものとされています。</p> <p>諮問についての理由は以上となります。続きまして、資料2をご覧ください。</p> <p>お諮りいただく基準の条文ごとのポイントについて、挙げさせていただきます。</p> <p>第1条は趣旨となっています。</p> <p>第2条、防犯カメラは、犯罪の防止を目的とすること。</p> <p>第3条、防犯カメラは、あくまで犯罪の防止を目的とすることから、防犯カメラが作動している旨の表示を行うこと。</p> <p>第4条、責任者を指定し、責任者の指揮の下、運用すること。</p> <p>第5条、記録した画像の取扱いについては、加工等をしない。また保存期間は2週間とする。ただし、場合によっては、延長を検討する。</p> <p>第6条、目的外利用等は防犯の目的で市の内部で共有する場合を除き、条例7条の規定に従い、原則禁止とすること。</p> <p>第7条、個人情報保護条例において守秘義務を負うが、この基準においても重ねて守秘義務を負うこと。</p> <p>第8条、防犯カメラを設置した場合、別記様式にて事務局を通じ審議会に報告すること。</p> <p>なお、個人情報を収集、目的外利用等をしたことの本人通知は、防犯カメラの性質上、個別に対象者を抜き出し、通知することが困難なため行わないこととします。</p> <p>以上、防犯カメラの設置及び利用について、本基準に基づいて運用を行ってよろしいか、意見をお伺いします。</p>
千草会長	<p>前は個別の施設に対しての諮問でしたが、今回は市の施設全体を対象とした汎用の基準と言うことですね。</p> <p>何かご質問ありますか。</p>
酒井委員	<p>保存期間が2週間と言うことでしたが、何故2週間としたのですか。</p>
藤原主任	<p>近隣の規程等を確認したところ、保存期間は1週間から1ヶ月の間の規定となっていました。</p>

	<p>個人情報の取扱いの観点からは必要最小限の取扱いが求められるため、1週間程度と考えましたが、前回の会議において、保存期間が余り短いと事件等が発生した際の証拠として別途保存することもできなくなるおそれがある、とのことでしたので、少し長く2週間としました。2週間の間に更に保存が必要であると認められる場合、例外的に外部メディア等に保存いたします。</p>
千草会長	<p>最近の事件なども、少し後になってから判明する場合もあるので、2週間としたとのことですね。前回の審議経過も踏まえていると。</p> <p>自治体としては必要以上に個人情報を収集しないが、すぐ情報を破棄してしまうと収集した意味もないと。</p> <p>1ヶ月とした自治体も結構あるのですか。</p>
藤原主任	<p>神奈川県で1ヶ月と規定している自治体もいくつか見受けられましたが、多くはないようです。</p> <p>保存期間については、画質や保存容量の関係もあります。</p> <p>地上波のようにはっきりとした映像は必要ではありませんが、ある程度誰かわからないと意味が無いということもあり、余り画質を落とすすぎることは難しいと考えています。</p>
近藤委員	<p>今までは、こうした防犯カメラが運用されていなかったことが問題であって、最近設置する動きが出てきているのですね。</p>
千草会長	<p>最近では防犯カメラの映像から犯人を捕まえるなどの話も聞きますね。</p>
岩淵委員	<p>防犯カメラの果たす役割は大きくなっていきますね。</p>
近藤委員	<p>表示してあるだけでも効果がありますよね。</p>
酒井委員	<p>この基準の記載だと必ず2週間保存しないといけなくなるのでしょうか。</p>
藤原主任	<p>部署によって必要な保存期間は変わってくると思いますので、2週間前後と考えています。</p>
千草会長	<p>大体の基準ですか。</p>
藤原主任	<p>はい。日数に変更になる場合は、資料2の別記様式備考欄を用いて報告したいと考えています。</p>
近藤委員	<p>「概ね」といれるのはどうでしょうか。</p> <p>実務上も2週間ぴったりではないこともあるでしょうし、2週間ぴったりとした記載より、幅を持たせたほうが良いのではないのでしょうか。</p>
千草会長	<p>そうですね。どうでしょうか。</p>
新井所長	<p>では、こちらの規定については、「概ね」とする表現を追加させていただきます。</p>
千草会長	<p>部署による特性もあるでしょうし、皆さんそれでよろしいのでしょうか。</p> <p>(委員一同了承)</p>
鈴木委員	<p>本庁舎は録画の予定が無いとのことですが、防犯カメラの設置目的が達成できるのでしょうか。</p>
新井所長	<p>警備員の配置が無いところの様子を確認するため、警備室にモニターを設置し確認でき</p>

	<p>るようにしています。</p> <p>警備員一人分をそこに配置している効果が期待できます。</p>
鈴木委員	<p>防犯カメラを設置していると言う脅かしと現実、録画を行っていないと事後捜査に供与できないですね。</p>
新井所長	<p>録画はしておりませんので、そのようになります。</p> <p>人の目の代わりとなります。</p>
鈴木委員	<p>設置の有無は、どのように分けたのでしょうか。</p>
藤原主任	<p>資料3については、それぞれの施設を所管している部署に照会をかけています。</p> <p>本庁舎については、5年ほど前に一度録画が必要とのことで、審議会に諮問しておりますが、その後、録画までは必要ないとして、録画をしていないとのことです。</p>
鈴木委員	<p>ほかの自治体では火炎瓶が投げつけられたと言う事件もありましたので、参考までにお伺いしました。</p>
千草会長	<p>現実的な必要性が出てきた場合は審議会に諮問していきたいですね。</p>
笹原委員	<p>資料3については各部署から回答があったものということでしたが、今回の諮問を通して、市の姿勢として防犯カメラを積極的に付けた方がよい、とした提言はできるのでしょうか。</p>
千草会長	<p>これは、この審議会の所掌を超える気がしますが、どうでしょうか。</p>
須田課長	<p>個人情報保護の観点からの審議会となりますので、積極的に防犯カメラの推進を提言することは難しいと思います。</p>
鈴木委員	<p>防犯の諮問などを取り扱う審議会で行うものですかね。</p>
須田課長	<p>今回の基準が認められた場合、他の部署に基準の周知を行いますので、あらためて防犯カメラの設置について検討する機会が生じると思われます。</p>
千草会長	<p>これが通ると新たな展開があるかもしれませんね。</p>
須田会長	<p>はい、また審議会に諮問するなどの動きが出てくると思います。</p>
千草会長	<p>委員の皆さんそのほか、ご質問ありますか。</p> <p>それでは、諮問のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(委員一同了承)</p> <p>答申書の作成については、事務局に案を作成していただき、各委員にて確認を行うこととしますが、事務局はそれでよろしいか。</p>
須田課長	<p>はい。</p>
千草会長	<p>それでは、答申の内容をまとめる間休憩といたします。</p> <p>(再開)</p>
須田課長	<p>それでは確認させていただきます。</p> <p>本件諮問の対象は、防犯カメラを設置した際の個人情報の収集及び目的外利用等について類型化された基準となります。</p> <p>防犯カメラは、犯罪予防のために設置及び利用されるものであり、市民の安心・安全に</p>

	<p>繋がることから、目的に公益性が認められます。</p> <p>個人情報の収集及び目的外利用等については、原則として、その都度本審議会に諮問するものですが、施設ごとに防犯カメラの利用基準が異なるものではないため、本基準の範囲内において、諮問することなく類型化することを認めます。</p> <p>ただし、基準第5条第2項の画像の保存期間は概ね2週間とします。</p> <p>また、防犯カメラを設置した際は、事務局を通じて、本審議会に報告することとします。</p> <p>なお、本基準の取扱いについて疑義が生じた場合は、その件について、本審議会に諮問することし、実施機関の恣意的な判断を行わないよう求めます。</p> <p>個人情報を収集、目的外利用等をしたことの本人通知は、防犯カメラの性質上個別に対象者を抜き出し、通知することが困難なため、省略を認めますが、本基準第3条第2項に規定のとおり、防犯カメラが作動している旨の表示を設置場所付近の見やすい場所に掲げるものとします。</p> <p>以上でよろしいでしょうか。</p>
千草会長	<p>委員の皆様はそれでよろしいでしょうか。</p> <p>(委員一同了承)</p> <p>では、引き続き報告に移ります。事務局は報告願います。</p>
<p><b>議事(3)</b></p> <p><b>その他(報告)</b></p>	
新井所長	<p>それでは報告させていただきます。資料10をご覧ください。</p> <p>平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー制度と言われておりますが、その法律が公布されたことに伴い、国民一人ひとりに個人番号を付番し、社会保障・税等の各分野で利用することになりました。</p> <p>国民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目指し、導入される制度です。複数の機関に存在する個人の情報を同一人物であるという事実の確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現させるための社会基盤となるものです。</p> <p>期待される効果といたしまして、より正確な所得把握が可能になり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる、真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる、社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる、等が挙げられています。</p> <p>続きまして、制度の安全性に関する仕組みについてご説明いたします。</p> <p>2ページ目、3ページ目をご覧ください。</p> <p>マイナンバー制度については、情報漏洩やなりすましなど国民の皆様が懸念される様々な点がありますが、運用にあたっては制度上の個人情報の保護措置やシステムの安全措置をとることになっております。</p> <p>また、マイナンバーの利用に関しては、現在のところ、閉鎖されたネットワーク内、か</p>

つ、法律によって規定された業務のみの利用となるため、商業利用等が進まない限りは直接的な危険は少ないと考えられています。

とはいえ、一度個人番号が漏洩し、そこから多くの情報を吸い上げられては困りますので、個人番号をはじめとした個人情報は、どこかひとつの機関でまとめて管理するのではなく、2ページ目の下の図の様に、これまでどおり各機関で分散して情報を管理し、必要に応じて情報を照会・提供するという仕組みを取っております。

3ページ目上部をご覧ください。情報照会・提供の基本的な流れの図解となっており、からが情報の流れです。 の下のところに、四角で「符号A」となっておりますが、実際にネットワークでやり取りする際は、個人番号ではなく、各機関に符号という番号を振り直し、この符号でやり取りを行うこととなります。

図の中では、情報照会機関Aでは、ある人の個人番号に対して符号Aを、情報照会機関Bでは、符号Bを用いるとしています。

B市から個人番号Xの人物がA市に転入して、国民健康保険に加入したとします。

Xの保険税の算定にあたって、A市は前住所地の税情報が欲しいので、個人番号Xを符号Aに振り直し、符号Aを用いて専用回線を使って照会機関である情報提供ネットワークシステムに照会します。

照会機関では、符号Aに対応するものを探し、符号Bに変換します。

照会機関は、符号BによりB市にA市の照会の内容を連絡します。

B市は符号Bに該当する税情報を抽出します。

B市が回答してよければ、専用回線を通してA市に直接、情報を送信することになります。

このように、専用回線を利用し、直接個人番号のやり取りをしないことのほか、情報の暗号化やアクセス制限を設けることで安全性を確保しています。また、この制度では3ページ下段にあります、情報のやり取りの状況を自分で確認できる「マイポータル」という制度を整える予定です。

このマイポータルでは、自分の情報がどこで使われたのか、自分が対象となっているサービスのお知らせを受ける、などの利用が検討されています。

最後に4ページ目、特定個人情報保護委員会と特定個人情報保護評価についてです。

この審議会にも関わりがある項目となります。

先ほどに続いて安全性確保の面から、個人番号の適正な利用を図るため、第三者委員会として、特定個人情報保護委員会が設けられています。特定個人情報保護委員会は、マイナンバー制度についての意見や、マイナンバーのやり取りについての意見等を述べることでできるとされており、平成26年1月に発足しています。

マイナンバーを含んだ個人情報を特定個人情報と呼んでいますが、個人情報保護評価については、マイナンバーの利用が有用な反面、より適正な取扱いが要求されることから作られた手続きです。

	<p>具体的には、マイナンバーを利用する前にプライバシーや特定個人情報への影響の評価を行い、その評価を踏まえてマイナンバーを利用するシステムを構築するための事前評価となっています。</p> <p>手順といたしまして、はじめに市でマイナンバーを取り扱う業務を把握し、基礎的な評価を行います。利用する対象人数が多い場合は、より危険性が高まることから、さらなる詳細な評価を行い、その後、パブリックコメントなど様々な方法を通じて、市民の意見を伺います。市民の意見を確認し、その上で、システム面や個人情報の取扱いに精通した第三者に意見を募ることとされています。</p> <p>これに当たっては、特定個人情報保護評価指針（案）では、個人情報保護審議会によるものとしています。調査票の内容に関しては、5枚目以降の評価書案を見ていただきたいと思えます。扱う特定個人情報の件数の多さによって、調査票の種類が分かれますが、こちらは、30万人以上のデータを扱う業務について作成する調査票の案となっております、この調査票を記入することになる業務の調査票については、市民の意見及び個人情報保護審議会の意見を聴取することになっています。</p> <p>詳細な方法等については、まだ正式に発表されていない状況にありますので、詳細が分かり次第報告するものとします。</p> <p>また、マイナンバーのやり取りに当たっては、ネットワークを通じた符号のやり取りとなりますので、条例第8条におけるオンライン結合に該当するか、こちらについても詳細が分かり次第、報告いたします。</p>
千草委員	何かご質問等ありますか。
酒井委員	いつごろから開始されるのでしょうか。
藤原主任	平成27年10月ごろに、各家庭に個人番号の通知が届く予定となっています。税の申告の時期に合わせ、平成28年1月より運用が開始されます。
鈴木委員	<p>社会生活が変わってきているのですね。昔は、家の表札に名前を出すだけで良かったものですが。</p> <p>こうした情報は個人の利便性から必要だと思えますが、本人にとって過ごしやすい社会になるよう願います。</p>
千草委員	ほかにありますか。
岩淵委員	資料10の4ページに記載されている委員会はもう設置されているのですね。
新井所長	はい。国の設置する委員会となりまして、平成26年1月より発足しております。
笹原委員	実際に稼動することになった場合、本審議会はどのような役割を果たすのですか。
新井所長	<p>市では番号制度に関わるプロジェクトチームを立ち上げて対応を行っております。現在のところ、どの業務、どの部署でマイナンバーを利用するのか、洗出しを終えています。</p> <p>こちらの審議会で検討していただく情報保護評価は、対象が30万人以上の事務となります。対象人数が多いとそれだけリスクが高まりますので、市民の意見を聴き、また、審</p>

	<p>議会の意見を聴くこととされています。</p> <p>なお、現在把握している、本市において30万人以上のマイナンバーを取り扱う業務は、市民課の住民登録関係と地方税関係の2業務になります。</p>
笹原委員	資料10に用意された案は、例示ということですね。
新井所長	はい。
千草会長	現在のところは、国等の作業待ちということですね。
新井所長	特定個人情報保護評価の指針が4月を目処に策定されますので、その後あらためて指針に基づいた評価書の記入を各部署に依頼してまいります。
千草会長	<p>ほかに何かご質問等ありますか。</p> <p>それでは、本審議会を終了いたします。</p>